

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第95号

掲載内容

- 特集1** 里親制度の現状 * p.2 ~
特集2 思春期の子どもを理解するために
 ~イライラの背後にあるもの~河崎 佳子さん * p.6 ~
 里親ピギナーズQ&A * p.9
 里親への措置費の課税について * p.10 ~
 私の養育体験 大柳弘幸さん * p.12 ~
 里親支援機関を訪ねて
 鳥取こども学園「里親支援とっとり」 * p.14 ~

- 里親会の活動費ねん出法（助成・寄付）の調査 * p.16 ~
 福岡赤坂ライオンズクラブの里親制度支援事業を紹介します
 山田修さん * p.19
 ファミリーホーム制度の発展を願って
 子どもたちと養育者の笑顔のために 徳田絵美さん * p.20 ~
 里親・里親支援の海外事情（フランス・パリ県） * p.22 ~
 おすすめの本「縁を育む 養子縁組親子の道のり」
 おすすめの映画「はちみつ色のユン」 * p.24

トピックス（平成24年11月～25年1月）

■IFCO2013大阪世界大会応募受付

9月に開催されるイフコ世界大会の募集がいよいよ2月中旬より始まります。参加費は全日（4日間）参加で4万円、1日参加は1万円。ユースは全日参加のみで1.5万円です。締め切りは7月末。全日参加のみ5月末までに申し込むと1割引き（3.6万円）となります。また分科会の申し込み締め切りは5月末まで。その後選考会が行われて最終的に決まることとなります。

基調講演やシンポジウム、特別企画分科会など、分科会を除いたプログラムは決まりつつあります。詳しい情報をお知りになりたい方は下記ホームページをご覧ください。

なおこの大会では、ユースの皆さんのご参加を一人でも多く期待しています。

URL <http://www.ifco2013.com/japanese/>

■措置費は課税対象

12月26日、厚生労働省から都道府県の主管部門に「児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の取り扱いについて」という通知が出ました。これまで曖昧にされてきた見解を統一したもので、特に目新しい内容ではなく、措置費は雑収入にあたり、残金が残らなければ申告する必要はない、と言うもの。しかし、残金が残ったか残らなかったかを証明する資料は整理しておく必要があります。10～11ページで取り上げました。

■Child Aid Liveが開催された

全国里親会も実行委員会のメンバーとなり、昨年



▲デーモン閣下のロックに盛り上がる会場（Child Aid Liveにて）

10月27日に品川プリンスでチャイルド・エイド・ライブが開催されました。これは11月の虐待防止月間に先駆けて、子どもの虐待防止に関心をもってもらうとの企画。お笑いの吉本興業が企画しただけにデーモン閣下を始めNOKKOなどエンターティメント業界とのコラボ。508人の参加者で盛り上がりました。今年も開催する予定です。

■元里子の活躍

昨年9月30日に岩手県岩泉で開かれた第27回南部牛追唄全国大会で、里親家庭で暮らす山崎ゆうかさんが見事優勝されました。山崎ゆうかさんは、一昨年4月に盛岡市で開いた大震災緊急集会でも唄っていただきました。

また、岐阜清流大会（障害者国体）では、3日里親として大和さくら里親会の清水さんと交流していた矢島一也さんが、800メートル走金メダル、400メートル走金メダル、1500メートル走銀メダルと言う快挙の成績を収めました。

里子の活躍ぶりなどの情報がありましたら「里親だより」までご一報ください。

里親制度が大きく変革を遂げていくなかで、里親に委託されている子どもや里親の数など実態はどうなっているのでしょうか。このほど発表された福祉行政報告例から、平成24年3月末現在の数字を見てみることにします。(木ノ内博道)

◆里親に委託されている子ども

里親に委託されている子どもは全体で4295人(ファミリーホーム含む)。10年前の平成14年3月末には2211人でしたから、ほぼ倍増(194%)していることとなります。では年齢別にみるとどの年齢が増えているのでしょうか。「0歳」(144%)、

「1～6歳」(158%)はそれほど増えずに「7～12歳」(209%)、「13～15歳」(231%)、「16歳以上」(234%)が増加傾向にあります。10年前と比較すると、年齢の高い子どもが里親に委託されているようです(表1)。

表1 里親に委託されている児童(平成14年3月末と平成24年3月末の比較)

	総数	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上
H14・3月末	2211	68	837	675	325	306
H24・3月末	4295	98	1322	1409	751	715
伸び率	194.26%	144.12%	157.57%	208.74%	231.08%	233.66%

里親の種類別に委託されている子どもの数をみると、養育里親に委託されている子どもが3283人で全体の76.4%を占めます。養育里親に委託されている子どもの年齢は0歳～16歳以上まで全体に分布していますが、0歳児が70人と多くなっています。専門里親、親族里親では0歳児の委託は0です。

専門里親に委託されている子どもは184人で全体の4.3%ほどです。親族里親に委託されている子

どもは649人で15.1%を占めます。10年前に同時にできた里親の種類ですが、親族里親に比べて専門里親への委託は進んでいないことが見て取れます。

またファミリーホームに委託されている子どもは671人ですが、0歳児は5人のみで高齢児の委託が進められているようです(表2)。ファミリーホームは自立援助ホームのような機能が求められているのかも知れません。

表2 種類別里親への委託児童数(年齢別)

	総数	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上
里親に委託されている児童	4295	98	1322	1409	751	715
養育里親に委託されている児童	3283	70	1098	1100	533	482
専門里親に委託されている児童	184	-	25	77	42	40
親族里親に委託されている児童	649	-	59	225	173	192
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	179	28	140	7	3	1
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童	671	5	137	252	143	134

◆里親の認定(登録)数

里親の認定(登録)数は8726世帯です。この1年間で取り消しとなった里親が434世帯で、新規に認定(登録)した世帯が1522となっています。1年間で1088世帯増えたこととなります。

子どもの委託されている里親家庭は3292世帯で、1年間に717世帯が取り消し、1049世帯が新規。1年間で332世帯が増えたこととなります(表3)。里親の数はこうして辞めていく人と新しく加わる

人がいて、たえず新陳代謝を繰り返します。常にPRし、里親を増やすことをしないと自然に減っていくこととなります。

委託されている子どもが4295人ですから、里親1世帯への平均委託数は1.3人となります。

10年前と比べて、里親に委託された子どもの数は1.9倍になりましたが、委託里親数も1.9倍ほどです。

表3 里親の新規と取消 (平成24年3月末)

	23年3月末	新規	取消	24年3月末
認定及び登録里親数	7638	1522	434	8726
児童が委託されている里親数	2960	1049	717	3292
認定・養育里親数	6113	1075	187	7001
児童が委託されている養育里親数	2351	742	476	2617
認定・専門里親数	570	53	21	602
児童が委託されている専門里親数	154	47	49	152
登録・親族里親数	363	222	140	445
児童が委託されている親族里親数	357	222	145	434
認定・養子縁組によって養親となることを希望する里親数	1849	444	169	2124
児童が委託されている養子縁組によって養親となることを希望する里親数	179	151	147	183

◆里親の種類別内訳

里親を種類別に見ていくことにします。養育里親として登録しているのは、他の種類と複数登録している場合もありますので合計7001世帯になります。このうち養育里親として委託されている里親は2617世帯。約4割(37.4%)が委託されています。また専門里親として登録している里親は602世帯ですが、委託されている世帯は152世帯で25.2%に過ぎません。親族里親については登録が445世

帯。委託されているのは434世帯でほとんどが委託された里親です。養子縁組を希望する里親の登録は2124世帯ですが委託されている家庭は183世帯で、わずかに8.6%に過ぎません(表4)。

ファミリーホームは全国に157か所あり定員数は918人です。年度末の在籍人数は673人となっています。

表4 種類別里親数と委託里親数 (新規・取消)

	23年3月末	新規	取消	24年3月末
認定・養育里親数	6113	1075	187	7001
委託されている養育里親数	2351	742	476	2617
認定・専門里親数	570	53	21	602
委託されている専門里親数	154	47	49	152
登録・親族里親数	363	222	140	445
委託されている親族里親数	357	222	145	434
認定・養親を希望する里親数	1849	444	169	2124
委託されている養親希望里親	179	151	147	183

※複数登録している場合は複数計上している

◆10年間の委託里親と委託児童の進展 (地域別)

地域別に、委託里親数と委託児童数をこの10年間でどのように進展したのかを見てみました(表5)。注意しなければいけないのは、政令指定都市や中核市として分離独立した場合には、それを加えて進展を見てみる必要があります。

また委託里親数の伸びに比べて委託児童数が大きい場合には委託環境に無理が生じている可能性があります。

ります。

なかなか自分の住んでいる地域以外の情報を得ることはありませんが、こうして他の地域と比べ、少しでも自分の住んでいる地域より委託里親数や委託児童数の多い地域を目標にして、取り組んでみるのも、里親会の活動などでは励みになるでしょう。

◆地域別里親登録、委託状況

平成24年3月末現在の地域別里親登録数や委託状況を紹介します(表6)。

全体の委託児童数が多いのに専門里親や親族里親への委託が進んでいない地域があるかと思えば、その反対の地域もあります。地域の特殊性と言ってし

まえばそれまでですが、そのことによって救済されない親子がいることを思うと、制度を活用して円滑な制度の運用を行うよう、里親としても働きかけていきたいと思います。

表5 委託里親と委託児童の10年間の進展（地域別）

(単位：千円未満) 概算値

	委託里親数			委託児童数		
	H14・3月末	H24年3月末	増加率 (%)	H14・3月末	H24・3月末	増加率 (%)
全 国	1729	3292	190.40	2211	4295	194.26
北海道	184	227	123.37	264	312	118.18
青森県	31	46	148.39	35	54	154.29
岩手県	23	82	356.52	26	110	423.08
宮城県	13	87	669.23	12	111	925
秋田県	16	21	131.25	16	23	143.75
山形県	12	15	125	10	19	190
福島県	27	66	244.44	32	78	243.75
茨城県	45	65	144.44	51	76	149.02
栃木県	54	87	161.11	59	105	177.97
群馬県	32	43	134.38	42	47	111.90
埼玉県	139	129	92.81	172	148	86.05
千葉県	62	138	222.58	82	180	219.51
東京都	187	299	159.89	245	378	154.29
神奈川県	64	67	104.69	81	75	92.59
新潟県	38	50	131.58	44	73	165.91
富山県	6	14	233.33	9	16	177.78
石川県	7	19	271.43	8	28	350
福井県	7	15	214.29	8	18	225
山梨県	10	62	620	11	80	727.27
長野県	11	45	409.09	12	55	458.33
岐阜県	19	29	152.63	21	35	166.67
静岡県	69	77	111.59	79	104	131.65
愛知県	41	83	202.44	52	133	255.77
三重県	26	62	238.46	23	78	339.13
滋賀県	20	43	215	26	58	223.08
京都府	7	14	200	1	17	1700
大阪府	14	56	400	19	76	400
兵庫県	45	95	211.11	31	98	316.13
奈良県	4	21	525	2	25	1250
和歌山県	9	30	333.33	11	35	318.18
鳥取県	8	18	225	11	28	254.55
島根県	19	38	200	24	45	187.50
岡山県	20	19	95	24	26	108.33
広島県	15	39	260	18	47	261.11
山口県	17	45	264.71	20	59	295
徳島県	15	22	146.67	15	31	206.67
香川県	4	17	425	4	26	650
愛媛県	2	16	800	2	25	1250
高知県	7	12	171.43	11	17	154.55
福岡県	16	72	450	16	112	700
佐賀県	1	25	2500	1	31	3100
長崎県	10	29	290	10	34	340
熊本県	23	23	100	27	34	125.93
大分県	5	62	1240	5	82	1640
宮崎県	44	50	113.64	54	65	120.37
鹿児島県	7	26	371.43	9	38	422.22
沖縄県	70	75	107.14	82	117	142.68
指定都市						
札幌市	30	83	276.67	39	105	269.23
仙台市	17	34	200	20	53	265
さいたま市		40			52	
千葉市	13	19	146.15	15	24	160
横浜市	30	38	126.67	60	45	75
川崎市	37	49	132.43	72	64	88.89
相模原市		14			19	
新潟市		22			27	
静岡市		33			36	
浜松市		16			17	
名古屋市	27	29	107.41	44	36	81.82
京都市	12	21	175	20	28	140
大阪市	21	44	209.52	61	83	136.07
堺市		8			12	
神戸市	7	13	185.71	28	26	92.86
岡山市		15			15	
広島市	5	27	540	8	32	400
北九州市	11	27	245.45	11	42	381.82
福岡市	14	47	335.71	16	70	437.50
中核市						
横須賀市		7			12	
金沢市		5			9	
熊本市		26			26	

表6 里親登録、委託状況 (平成24年3月末・地域別)

	認定及び登録里親数					児童が委託されている里親数					里親に委託されている児童数				
	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親	
全 国	8726	7001	602	445	2124	3292	2617	152	434	183	4295	3283	184	649	179
北海道	469	427	50	17	25	227	208	9	14	5	312	274	14	20	4
青森県	116	92	18	6	26	46	37	4	5	1	54	42	4	7	1
岩手県	185	134	9	27	66	82	51	2	27	5	110	54	2	50	4
宮城県	141	87	4	36	18	87	49	-	36	2	111	61	-	48	2
秋田県	68	42	2	-	26	21	16	2	-	3	23	18	2	-	3
山形県	78	68	5	3	35	15	11	-	3	1	19	14	-	4	1
福島県	198	157	5	12	64	66	47	3	12	7	78	57	4	12	5
茨城県	178	162	11	1	16	65	63	1	1	1	76	72	-	3	1
栃木県	226	198	13	24	8	87	60	2	24	2	105	63	2	37	3
群馬県	127	116	5	3	8	43	40	1	3	-	47	43	1	3	-
埼玉県	376	363	21	2	222	129	122	5	2	2	148	136	6	3	3
千葉県	341	293	15	21	122	138	107	4	19	8	180	137	5	31	7
東京都	651	466	19	2	164	299	272	1	2	24	378	350	1	3	24
神奈川県	179	178	18	1	-	67	61	5	1	-	75	69	5	1	-
新潟県	174	109	7	19	87	50	29	6	19	1	73	34	7	31	1
富山県	73	63	4	1	39	14	12	-	1	1	16	13	-	1	2
石川県	49	35	3	5	9	19	14	1	5	-	28	17	1	10	-
福井県	62	37	4	9	22	15	5	1	9	-	18	4	1	13	-
山梨県	121	99	4	12	6	62	49	1	12	-	80	61	1	18	-
長野県	174	125	8	5	82	45	33	3	6	12	55	32	5	10	8
岐阜県	142	93	9	4	54	29	20	1	4	5	35	24	1	5	5
静岡県	229	212	8	9	73	77	61	5	8	8	104	80	5	15	4
愛知県	275	269	21	1	129	83	76	6	1	7	133	117	8	2	6
三重県	184	125	15	19	25	62	36	5	19	2	78	39	7	29	3
滋賀県	163	146	13	3	31	43	33	-	3	7	58	49	-	3	6
京都府	64	45	2	3	16	14	11	-	3	-	17	12	-	5	-
大阪府	149	81	7	10	62	56	32	4	10	11	76	49	8	12	7
兵庫県	255	219	22	4	15	95	85	9	4	1	98	82	10	6	-
奈良県	97	64	4	4	42	21	17	1	4	1	25	16	1	7	1
和歌山県	77	72	10	5	-	30	24	1	5	-	35	28	1	6	-
鳥取県	61	52	12	2	7	18	14	4	2	1	28	20	4	3	1
島根県	87	74	11	7	12	38	28	6	7	3	45	32	5	7	1
岡山県	57	53	6	2	3	19	17	1	2	-	26	21	1	4	-
広島県	101	88	4	4	11	39	34	-	4	1	47	39	-	7	1
山口県	132	103	20	14	9	45	30	5	11	1	59	37	9	13	-
徳島県	42	26	8	7	9	22	13	1	7	2	31	18	-	10	3
香川県	54	42	3	1	14	17	13	2	1	1	26	22	2	1	1
愛媛県	76	62	-	1	31	16	14	-	1	1	25	21	-	3	1
高知県	35	27	1	4	11	12	8	-	4	-	17	13	-	4	-
福岡県	137	93	4	28	21	72	41	1	28	3	112	65	1	43	3
佐賀県	61	39	1	5	33	25	16	-	5	4	31	20	-	7	4
長崎県	76	46	6	6	30	29	19	1	5	4	34	20	1	10	3
熊本県	68	55	12	1	12	23	21	1	1	-	34	32	-	2	-
大分県	128	116	20	-	39	62	49	5	-	8	82	67	7	-	8
宮崎県	102	94	11	8	6	50	41	3	8	-	65	49	5	11	-
鹿児島県	76	54	10	7	40	26	16	1	7	2	38	20	1	14	3
沖縄県	145	120	24	10	14	75	63	2	10	2	117	94	2	19	2
指定都市															
札幌市	191	154	15	6	31	83	69	6	6	8	105	80	8	6	11
仙台市	102	72	7	9	21	34	28	-	9	2	53	32	-	17	4
さいたま市	113	113	9	1	1	40	35	3	1	1	52	46	4	1	1
千葉市	54	38	5	3	13	19	12	3	3	1	24	16	3	4	1
横浜市	129	95	1	2	32	38	33	-	2	3	45	41	-	2	2
川崎市	107	103	10	4	-	49	42	4	4	-	64	51	5	8	-
相模原市	39	38	2	1	-	14	13	-	1	-	19	18	-	1	-
新潟市	66	40	-	3	23	22	19	-	3	-	27	24	-	3	-
静岡市	76	70	6	1	5	33	30	4	1	-	36	30	5	1	-
浜松市	57	51	2	-	6	16	16	1	-	-	17	14	1	-	2
名古屋市	103	47	2	4	52	29	17	-	4	8	36	24	-	4	8
京都市	99	42	7	6	44	21	12	3	6	-	28	15	4	9	-
大阪市	99	58	3	5	33	44	32	3	5	4	83	62	3	8	10
堺市	25	16	-	5	4	8	3	-	5	-	12	3	-	8	1
神戸市	58	51	5	2	5	13	10	1	2	-	26	22	2	2	-
岡山市	43	38	7	1	4	15	13	1	1	-	15	13	1	1	-
広島市	54	49	2	1	4	27	27	2	-	-	32	29	3	-	-
北九州市	75	63	6	7	23	27	20	2	7	-	42	30	2	10	-
福岡市	98	79	14	7	15	47	36	1	7	3	70	58	1	9	2
中核市															
横須賀市	16	16	-	-	-	7	7	-	-	-	12	12	-	-	-
金沢市	25	16	4	1	8	5	3	-	1	1	9	5	-	1	3
熊本市	38	31	6	1	6	26	22	2	1	2	26	21	2	1	2

思春期の子どもを 理解するために

～イライラの背後にあるもの～

神戸大学発達科学部人間形成学科教授 **河崎 佳子**さん



思春期の子どもと向き合うのは、大変です。平成23年7月に全国児童相談所長会から出された「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」には、「里子の対応困難」として「13～15歳の中学在学中が最も難しいことが分かった」「思春期では複合的に問題が起こっており」と書いてあります。難しい時期の子どもたちと、どのように向き合ったらいいのでしょうか？ 思春期の子どもの心理に詳しい神戸大学の河崎佳子先生に寄稿していただきました。（村田和木）

●はじめに

私は、神戸大学発達科学部で臨床心理学を教えています。また、臨床心理士として、さまざまな領域で心理的支援に携わってきました。学生時代から発達臨床に関心を持ち、親・乳幼児心理臨床（母子臨床）を専門に勉強しました。

10年ほど前から、乳児院や児童養護施設にかかわり、若い臨床心理士の支援やケース検討会への参加を重ねています。昨年度からは、京都市里親委託推進・支援等事業の委託で発足した「里親サポートセンター・青い鳥」（社会福祉法人積慶園）のスーパーヴァイザーを務めています。

本稿のテーマである「思春期」については、心理療法においても、しばしばその難しさが話題になります。「いっしょに遊びましょう」という年齢でもなく、「話をお聞きしましょう」と誘っても、「別に…」 「わからん…」となる。遊戯療法もカウンセリングもぴったりこない。まさに、思春期は「狭間」の時代です。

●シンナー少年との出会い

かなり以前のことで、シンナー、暴走、喧嘩で何度も補導されている中学生が、警察官からの強い勧めで、「一度だけなら」と相談室にやってきました。母親は、自分がどれだけ苦勞して少年を育ててきたか、にもかかわらず、少年はどれほどの迷惑をかけているかを訴えました。母親の隣に座った少

年は、「うるさいなあ」という表情は浮かべながらも、窓の方を向いて黙って聞いていました。

ところが、母親が仕事の話のなかで、取引先の嫌がらせで恐い思いをしたと語った瞬間、「なにって?!」と、少年が真剣な顔で振り返ったのです。

私が「どれだけあなたの悪口を言われても黙っていたのに、お母さんが危険な目に遭ったと知ったとたん、反応したわね」と話しかけると、少年は「当たり前じゃ！ そいつらぶっ殺したる!!」と、叫ぶように答えました。母親のことばは途絶えます……。そして、「あとお願いします」と断ると、母親は席を立てて待合室に向かいました。少年と私に時間をくれたのです。それは、母親の息子への「ありがとう」だと思いました。

私は、母親を思う少年の気持ちに言及してから、シンナーについて「こればかりは試してみるわけにはいかないの、何とか説明してくれるかな。シンナーはどういうところがいいの？」と尋ねました。少年は一生懸命考えて、「わからんけど…。シンナー吸って、ぼーっとなったときに吸うたばこの一服がたまらん。最高に気持ちがいいんや」と言いました。

彼のことばを聞いて、私の脳裏には、安心できる母親の腕に抱かれてミルクを飲む赤ちゃんの姿が浮かんできました。空腹の身体を癒す至福の時です。私は「人の行動には、どんなことにも理由があると思う。あなたがシンナーを繰り返す本当の理由は何なのだろう。これから先、シンナーよりもっといいも

のが見つかったら、教えに来てな」と見送りました。翌日、少年はそれまで頑なに拒んでいた持病治療のために、「受診してもいい」と言い出したそうです。連絡をくれた母親は、「あの子なりの“ありがとう”だと思いました」と話されましたが、母親が先に子どもの気持ちへの“ありがとう”を示したからこそ、子どもはそれに応えることができたのだと思います。

●愛着対象への思慕

非行に走る子どもたちの多くは、親に対する強い思慕を抱いています。家族からの情報と併せて、子どもの話を丁寧に聞いてみると、しばしば、彼らの幼少期に、母親（主たる養育者）が育児に没頭できない事情があったことがわかってきます。つまり、子どもが「お母さんの関心をぜんぶ自分に向けてほしい」と要求する時期に、母親の心の中には常に“何か”があったのです。それは、夫や姑との葛藤かもしれませんし、実家との関係、金銭的なトラブル、自身の体調だったかもしれません。実親のもとで育つ子どもであっても、親の心が何らかの不安、怒りなどに占領された状況にあると、子どもは「ボクには愛情が注がれていない」と体験してしまいます。ましてや、虐待を受けた子どもたちは、求めるものの具体像もわからないまま、ひたすらに思慕しつづけるのです。

性的な逸脱行為についても、同様の見方ができます。渴望とさえ映る姿で相手を求め、簡単に性的関係をもち、四六時中べったり過ごしているかと思うと、あっけなく別れてしまう。そして再び、「誰か…、誰か…」と新しい相手を求める。その様子に大人は眉をしかめます。性関係に溺れているだけだと批判する人もいます。

けれども、彼らが本当に求めているのは、自分を無条件に受け入れてくれる“誰か”なのです。自分だけを見てほしい。「かわいいなあ『大切だよ』だいじょうぶだよ」と抱きしめてほしい。それを求める先は、成長した今となっては、異性しかありえません。

●対人関係の鑄型

思春期の子どもたちをみていると、乳幼児期に養育者との間でどのような体験をしていたかが連想されます。問題行動の背後にあるのは、多くの場合、

葛藤や不安によって歪まされてしまった関係パターンです。つまり、繰り返しはまり込み、抜け出すことのできない対人関係の「鑄型」です。それは成長過程で修正されることなく、むしろ強化されてきました。

虐待を経験した子どもたちはなおさらです。幼少期に味わった過酷な対人関係の影響が、思春期になって複雑なかたちで現われてきます。かかわる側は困惑しますが、それこそが長年にわたって、その子が苦しんできた関係パターンなのです。

そう捉え、これまでとは異なる体験につなげる工夫を試みる努力が大切です。そのためには、眼前のゴタゴタへの対応に惑わされてはいられません。その子の歴史を辿り、乳幼児期からの流れを理解して、求められる支援の真髄を掴みたいと思います。

●怒涛の時

幼い子は、何か悪いことが起こると「自分のせい？」と考えます。地震が起こった時も、多くの子どもたちが「ボクがお母さんの言うことをきかなかったから…」と思いました。

虐待を受けたり、親から捨てられたりした子どもたちは、幼い頃から「自分が悪かった」と苦しみつづけてきました。そこにしか理由が見つけれなかったのです。

賢けれど、成長するにつれて知識が広がり、違った視点をもてるようになると、実はどれほど不当な目にあっていたか、大人たちの扱いがいかに不適切であったかに気づき始めます。そして、少年の心は怒涛の時を迎えるのです。

幼少期には過剰適応していた子どもが、さまざまなやり方で訴えかけます。反社会的な行動ばかりではなく、不登校や引きこもりなど非社会的行動をとおして、彼らは何を伝えようとしているのか。

漠然とした怒りや不満を明確に語るまでには、かなりの時間を要します。大人にできることは、詰問ではなく、私たち自身が精一杯想像力を働かせ、ありったけの知恵を絞って、子どもの体験に心を寄せてみることです。その姿勢の先に、コミュニケーションがあり、子どもが自らの心の声を聞くチャンスが待っています。人は誰かに分かってもらうことで、成長できるのです。

●思春期の辛辣さ

思春期の子どもたちの「ホンマもん」を見抜く力には、いつも脱帽させられます。その指摘は辛辣です。彼らが大人にぶつけてくることばは、歴史を背負っているからでしょう。こちらがグサッと傷つくほどの研ぎ澄まされた感性で、直球を投げつけられた時、こちらが受けた傷の深さは、その子が受けてきた傷の深さであると理解するのが決め手です。

未熟さも身勝手さもあるので、「なに偉そうなことを言っているの?!」と怒鳴り返したくなりますが、大人に丸め込まれなくなった子どもの言動は、まさに成長の証でもあります。「なるほど…」『一本参った!』と、潔さで応えるのが得策だと思っています。

私自身、心理療法の中で「なぜ私がここまで責められなければならないの?!」と怒りを覚える時は、「あなたがその子の語りを聞いた以上、大人を代表して謝るしかないなあ」と教えてくれた先輩のことばを思い出します。

専門性をもって臨む時、自分の正直な気持ちを伝えることは大切ですが、感情に突き動かされていくと方向を見失ってしまいます。

●自立と依存

思春期には、しばしば「自立」が話題になります。どうやって自立させるかという課題ですが、このテーマで私が心がけているのは、「健全な自立」と「健全な依存」はセットで捉えるという視点です。

健やかな自立を促すためには、上手に依存できる人になってもらう支援が必要です。私たちは誰だって、人に頼りながら生きています。しかるべきときに、しかるべき人に、しかるべきやり方で依存できる力を養えば、人は自ずと自立していきます。

だから、「自立しなさい」ではなく、「上手に私を使いなさい」という気持ちで、追いかけてすぎず、突き放さず、巧く使われてあげる方法を探っていくのがよいと思います。

●オープンであること

一里子や養子として成長する子どもたちは、必ず、「自分のルーツを話題にしてもいいのかな?」と思う時があります。この瞬間をつかんで、その半信半疑の問いをけっして見逃さないでほしいのです。

出自や生い立ちの問題にどう取り組むかは、里親

や施設職員の専門性、腕の見せどころだと思います。扱いにくい話題であるからこそ、逃げずに向き合う覚悟が必要です。

オープンであることは、健康に生きるためのキーワードです。「わたし、どこから来たの?」「ボクを生んだ人は、今何しているのかなあ?」。そうした問いの一つひとつを大切な宝物だと捉えて、尋ねることのできた子どもを「すご〜い! だいじな質問やなあ」と褒めてあげてください。子どもの成長に合わせた説明ややり取りをとおして、唯一無二の物語を紡いでいく。その過程こそが愛着です。

思春期の子どもたちが示す問題行動の背景に、成育史という課題の積み残しが存在するケースは少なくありません。

●意外性で勝負する

「どうせ…」と、頑なになった子どもたちの心へアプローチするには「意外性」が効果的です。思ってもみなかった予想外のことが心の芯に触れると、子どもたちの純粋な心が活動を開始します。

横目で睨む少女から「ハッ?!」とした表情を引き出す。「そうくるのか?!」とツッパリ少年を振り向かせる。そんな働きかけができるように、常日頃、あらゆる場面でリハーサルを重ねていく必要があります。騙しのきかない相手ですから、こちらの力量が試されます。

手持ちのカードを増やすために懸命にフレーズを探っていると、いつしか自身の心と向き合っている自分に気づきます。

●さいごに

いろいろお伝えしてきましたが、やはり思春期は難しいです。子どもの要求をどこまで認めるかについても、いつも悩まされます。

私たちは、自分の知らない体験に対して戸惑いを覚えます。こんなに甘やかしているのか、こんなに与えていいのかと、不安や怖さが湧いてきます。

赤ちゃん返り、金銭要求、過食、こだわり、無理難題……。理屈としては「底をついたら跳ね返る」とわかっているのに、底はついてみないとわかりません。「本当に底はあるのか?」「いつ底につくのか?」この不安に耐えるには、大人同士の協力と支援が必須だと感じています。

里親制度に関心はあるが具体的なことが分らず、「里親になるのを躊躇している」、「里親認定にはなったものの養育に自信がもてない」などの声を耳にします。

1人で悩まずに、児童相談所や里親支援機関に連絡をとって、地域の里親会につながることで、養育中の里親から具体的な養育体験の話などを聞くことができます。

このコーナーでは、里親になりたい人、里親になったばかりの人たちの疑問に答えていきます。

(木ノ内博道)



里親手当などは子どもにどう説明すべきか。

Q 里親は完全なボランティアだと思っていたのですが、里親研修で、子どもの生活費や里親への手当てがあると聞いて少し驚いています。近所に話をする場合、後ろめたい感じがしますし、委託された子どもにもどう説明すればいいのでしょうか。

A 里親の行う子どもの養育と言う業務は一見ボランティア的に見えますが、保護の必要な子どもの養育は本来、社会全体が担わなければならない性格の業務です。それを社会に代わって担っているのが里親です。社会が、里親に子どもの生活費や里親手当を払ってくれている、と割り切って考えてはいかがでしょうか。

もちろん、近所の人たちや委託されてくる子どもたちに隠すような後ろめたいお金ではありません。ところが、子どもにきちんと説明している里親は少ないと思われる。そのためか、里親家庭で育ち社会人となった人たちからときとして「お金ももらわずに懸命に育ててくれた里親に感謝する」とお礼のコメントを聞くことが意外に多いのです。子どもにそんな肩身の狭い思いをさせてはいけけないのではないのでしょうか。きちんと説明して「私たちは社会の力で育てられている。それは生きる権利として当然のことなんだ」と、胸を張って生きていって欲しいものです。



70歳を超えているが里親になることができるか。

Q 私たちは現在70歳を少し超えましたが、夫婦ともに元気で、時間にも余裕があり、私たちでも子どもの養育のお役にたつことができるなら、と里親を希望しています。高齢でも里親になることはできるのでしょうか。

A 養子縁組の場合は子どもが成人になる時に65歳前後が望ましいとするガイドラインはありますが、里親になるのに年齢的な制限はありません。一時保護や短期の受託、施設の子どもの預かる季節里親や週末里親など、むしろ高齢者ならではの子育てへの関わり方もあるかと思います。

日本は高齢社会ですから、社会的養護についても高齢者を積極的に活用すべきだと思います。社会的養護の先進国では里祖父母のような制度があって、子どもだけでなくお母さんについても子育てを教えてあげるような仕組みがあるということです。国レベルでは里親になるのに年齢制限はないのですが、地方自治体によっては里親の定年制を設けたりしているところもあります。最寄りの児童相談所に聞いてみることをお勧めします。

※このコーナーでは里親や里親家庭で暮らす子どもたちからの疑問や質問を受けつけています。

里親への措置費の課税について

〔通知の概要〕

〇 昨年の年も押し詰まった12月26日に、厚生労働省の家庭福祉課から各都道府県（市）の民生主幹部（局）長宛に事務連絡の通知が出ました。通知の題名は「児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の課税上の取り扱いについて」というもの。

〇 はじめの文には「今般、里親及びファミリーホーム事業者に支弁される措置費等の税務上の取り扱いを明確にするため別添のとおり、国税庁課税部個人課審理第一係長から各国税局（所）個人課税課審査指導係長あて事務連絡が発出されました」とあります。

〇 国税庁から各国税局（所）に宛てた通知が添付されています。それは「児童福祉法の規定に基づき里親及びファミリーホーム事業者が支弁を受ける措置費等の取り扱いについて」というものです。

〇 本文には「児童福祉法の規定に基づき里親等が都道府県等から支弁を受ける措置費等については、児童福祉法第57条5第1項（租税その他公課の非課税等）に規定する“支給を受けた金品”には該当せず、課税の対象となる。なお、ファミリーホーム事業者については、社会福祉法上、第2種社会福祉事業者となる（社会福祉法2③二）ことから、個人経営の場合、支弁を受ける措置費等については、原則としてその者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入されることになる。一方里親については、その者の行っている業務はファミリーホーム事業と類似しているものの、社会福祉法上、社会福祉事業と位置づけられておらず、事業として行っているとまでは言えないことから、支弁を受ける措置費等については、その者の雑所得の金額計算上、総収入金額に算入されることになる。事業所得の金額及び雑所得は、1年間の総収入金額から必要経費を差し引いて計算することから、必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合には課税関係は生じないこととなる」と書かれています。

〇 行政の通知ですから分かりにくいですが、要は、

措置費等は課税の対象になると、これまであいまいだった運用をきちんと整理した内容です。

〇 厚生労働省・家庭福祉課の通知も国税庁の通知をなぞった形で出ています。ただ、2として、より具体的な記述があります。「措置費等として支弁された金額（一般生活費等及び里親手当の合計額）以上に必要経費が生じている場合には、この措置費等について雑所得の金額は生じません。この場合、措置費等について確定申告の必要はありません。ここで必要経費としては、例えば里子の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加費、里子に同伴するための旅費等）が該当します。なお、税務署からの照会があった場合には里親委託に係る収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。なお、確定申告に係る具体的な手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください」と書かれています。措置費“等”となっているのは、措置費以外に一時保護をした場合の費用が含まれるということです。

〔対応について〕

〇 通知は新しく見解が変わった、と言うものではなく、統一したという内容です。厚生労働省に問い合わせると、税務署から国税庁に問い合わせがあり、対応がまちまちなので統一見解を示したものであるとのことでした。

〇 措置費は雑収入にあたり、残額が生じない場合には確定申告の必要はない、と書かれていますので、考えようによっては税務署から申告しなくてもよいと言うお墨付きをもらったようなものですが、残額が残るようであれば課税対象になるのですから、その資料の作成が必要になります。

〇 生活は家族単位で営まれていますから、里子の経費や里親としての活動をきちんと割り出すのは至難の業です。生活費全体を人数で割り、おおまかな数字を記録しておくという方法でしょう。東京養育家

庭の会が作成した月単位の“家計簿”は参考になると思います。

それにしても、12月末に発行された通知ですから、平成24年の証明書類の作成は困難でしょう。そのようなことがあった場合は厚生労働省雇

用均等・児童家庭局・家庭福祉課企画係（☎03-5253-1111 内線7885）にご相談ください。

すでに通知を里親が見て、税務署に問い合わせたところ、「課税の対象にはなりません」と言う回答を得ている人が何人かいました。

参考(例・〇〇家) 里親子専有家計簿支出 平成24年1月分

日	生活費	家庭分	里親子分
1	小遣い/お年玉		15,000
//	合格祈願初詣		10,000
4	食材	5,340	
7	食材、セーター	5,426	6,500
8	通学定期		11,000
//	教材		2,500
10	食材、用品	7,850	
11	食材、里親新年会	4,300	7,000
12	食材、用品	8,528	
13	外食	6,800	
14	里子成人祝い会		25,000
16	食材、スニーカー	9,800	7,000
17	役員会、懇談		2,000
18	食材、走る会費	4,400	2,000
	小計 ①、②	52,444	88,000

(注1)：電気、ガス、水道、電話等、新聞、その他

日	生活費	家庭分	里親子分
19	食材	5,450	
21	児相サロン、懇談		2,000
22	食材	5,300	
24	府中マラソン参加費		3,000
25	食材、マフラー	5,340	2,000
27	里子研究会参加		3,000
28	食材	6,450	
29	卒業生支援寄付		20,000
29	携帯電話		8,000
30	食材、外食	4,300	7,500
31	(注1) 電気代等一括計上	46,000	
	小計 ③、④	72,840	45,500
	子ども()人の経費 (注2)	175,261	

(注2)：(①+③)/人数+ (②+④)

『震災支援レスパイトツアー』を実施して

日本子ども支援協会 代表理事 ^{いわさ}岩朝しのぶ

日本子ども支援協会では2011年の夏に全国日蓮宗青年会からの協力要請を受け、被災し親を失った子ども達への支援へ動きました。

その時点ではまだ被災地の状況が掴み切れていませんでしたが、相当数の孤児・遺児がいるということは容易に予測が出来ました。そこで親族里親家庭に対して、年末にレスパイトとして利用してもらえるようなツアーを企画しました。子ども達には楽しい時間を過ごしてもらい、養育している親族の方にはその間休憩してもらおうという提案をしたところ、日蓮宗の青年会の方々が深い理解を示してくださり、すぐに動き出しました。

11年12月末に第1回目のツアーを開催し東京へ2泊3日、18名の親を失った子ども達が参加してくれました。非現実的な時間を過ごしてもらったことで、子ども達は新幹線のホームに降り立った時にしていた深刻な堅い表情が徐々にとけ始め、帰りには「もっと良かった!」「また来年!」と笑顔で手を振って帰って行きました。

2年目からは岩手県里親会さんも協賛くださり連携を取りながら企画が進んでいきました。2回目の宿泊地は横浜。妙法寺さんを貸し切り、昨年同様18名の子ども達

をはじめ、心理学を学ぶ学生や大学院生ボランティアと看護師、青年会の方々、協会スタッフ皆で合宿のような和気あいあいとした、昨年よりも和んだ雰囲気の中で楽しい時間を過ごしました。全国里親会のスタッフも連日同行してくださり、最終日には子ども達へお小遣いをいただき、子ども達は岩手で待つ家族へ楽しそうにお土産を買っていました。

参加した子どもたちのなかには、昨年よりも精神状態が悪くなっている子どもも数名見られ、今まさにケアが必要なのだということを実感しました。年末に保護者も子どももこのツアーで一息ついて、気持ちを新たに新年を迎えることができればと思っています。

1年に1回しか開催できませんが、細くとも長く、10年を目安に継続していこうと考えております。



▲「東京スカイツリーでの記念写真」

私の 養育体験

大柳 弘幸さん

(大分県杵築市／大分県ファミリーホーム協議会会長)



▲ 大柳弘幸さんと恵子さん

世の中変わりましたね！

東京都から大分県杵築市に1ターンして、早8年がたちました。田んぼに囲まれた静かな田舎暮らしは、都会育ちの私たち夫婦が描いていた優雅な将来そのものです。ときどき、玄関前にキュウリやナスなど旬の野菜がいっぱい置いてあります。近所のおばあちゃんがそっと置いていってくれたものです。栗も「木1本、全部とっていい」と言われたり、隣の空き地に生えている柿の木からは毎年、バケツ2～3杯の収穫があります。

私たちはここに来るとき、東京から3人の子どもたちを連れてきました。子どもにはこの環境がとてもしららしく、休みになると近所の小川で魚獲り。ときには手でコイを捕獲してくるので、鯉こくにありつけることもあります。

八丈島で里親を始める

私たち夫婦が里親になったのは、平成15年です。当時は八丈島に住んでいました。「社会的養護」の重要性に目覚めたわけではなくて、同居していた妻の母が大腿骨骨折で、手術のため都会に出たことがきっかけでした。家内は寂しくなったのでしょうか。新聞で里親募集の記事を読み、登録申し込みをしたそうです。私は「子どもたちは、こんな遠くの島には来ないだろう」と思っていましたし、「家の中がうるさくなるのは、堪忍してくれ」とも思っていました。あまり積極的ではなかったのです。

しかし、登録して3ヵ月後、小学生と保育園児の兄妹3人が来ました。子どもたちが来たからには、返すわけにはいきません。覚悟を決めて、里親の第一歩を踏み出しました。

この子たちは親の借金に翻弄され、親子ともども逃げていたそうです。でも、とうとう父親は子どもたちを児童相談所（児相）に預けました。都内だと、子どもの学校を手繰って住まいが分かってしまうため、わざわざ八丈島に措置したのでしょうか。

数ヵ月が過ぎたある日、児相から「親がそちらに行きたい、子どもたちを引き取りたいと言っています。『引き取るのはまだ無理です』と話しても、どうしても聞かないのです」と電話がありました。間もなく、お父さんが船でやってきました。児相の方も朝の飛行機でやってきて、「まだ無理なので」と説得しましたが、子どもたちを港に連れて行った私たちは、涙の別れをしなければなりません。

それからどうしたのか。風の噂では、結局子どもたちを施設に預けたそうです。それでも、たとえ養育不能でも、「子どもたちに会いたい。一緒に住みたい」という親心にはジーンと来るものがあり、それからは、消極的だった私も「もう1回、子育てをやってみるか」という気持ちになりました。そして、こちらから子どもをお願いしました。

子どもが増えていって

ほどなくして、乳児院から2歳半の男の子が来ました。この子は声がすごく大きく、またすごい食欲で、私の3倍は食べるような状態が約1年も続きました。この子1人ではわがままになってしまう、とお決まりの言葉を思い出し、もう1人をお願いすると、6歳の女の子が来ました。2人がはしゃぎながら磯遊びをしている姿を見て、「やはり、子どもには子どもがいいんだ」と実感しました。

男の子が5歳になったとき、「なんで弟と一緒に住めないんだろう？ 家に呼んで」と言い出しました。この子の弟も、乳児院にお世話になっていました。「それはそうだ」と思った私たちは、早速児相に連絡。紆余曲折はありましたが、兄弟とも我が家で生活することができるようになりました。

この3人を連れてはるばる大分県に移住し、田舎生活に入りました。子どもたちが入ったのは、全校生徒が30～40人の小学校。下校途中は毎日のように道草です。亀をつかまえたり、昆虫などを追いかけたり、小川に入ってすぶ濡れで帰ってきたり。楽しい環境なんですね（地元の子はそんな外遊びはしなくて、もっぱらゲームです）。

いじめに遭った女の子

里子を連れて大分に住み始めると、子どもの発育についてお世話になるのは、大分県の児相です。こちらでも里親登録をすると、すぐに小学5年生の女の子が来ました。

この女の子は両親の虐待に遭っていたため、学校に行っても授業に集中できず、日中から街中をフラフラし、夜は友達の家泊まっていた。その家のお母さんが児相に相談し、保護されて児童養護施設に入ったものの、いじめに遭い、つらい2年間を過ごしました。担当の若い人が「里親に早く出さなくては」と考え、里親宅を探していたのです。本人は我が家を見に来て、その帰りに「行きたい」と言ったそうです。「大家族で、家が大きいから」というのが理由でした。

彼女はそれまで十分に学習していなかったものの、学校が好きで、算数を除いては普通にできるようになりました。先生からは「積極的でいい子です」といつも褒められ、本人も満足していました。それが後で災いしてくるなど、本人も私たちも想像すらできませんでした。

というのは、中学校に入るやすぐに、かつての同級生たちがいじめを開始したのです。挨拶をしても無視され、掃除当番はトイレに固定されました。他の子の自転車は全部倒されている中、彼女のものだけが立っている。「犯人はこの子」というような策略です。グループ学習から外され、給食も仲間外れ、陰で悪口、チラッと見てはすぐに視線を外す（女の子独特の陰湿ないじめ）。小学校時代、先生が彼女をよく褒めたことへの仕返しでした。

本人は1年近く我慢しましたが、日に日に暗く

なってきます。私たちも何回か学校に交渉に行ったものの埒があきません。「いじめられる方も悪い」とか「みんなに聞いたら、いじめていないと言っている」とか、あきれてしまうことばかり。結局、祖父母の家に帰ることにして、転校しました。

新しい学校では、はつらつと生活し、バレーボール部で頑張り、今は看護学校に通っています。「絶対にいい看護師になる」と宣言したことを信じて、今でも陰から温かく見守っています。

今こそ「人間力アップ」を

その後、小学3年生の男の子、5年生の女の子と委託され、その間にファミリーホームになりました。

措置されてくる子は被虐待児が多い状態です。「解離性障害」を持っている子どももいました。そこまですらなくても、少しのことで大泣き、地団駄、軽い自傷行為、「僕なんかいない方がいいんだ」などの自己肯定のない言葉……。本人のせいではないと思いつつ、本人に焦点を当てざるを得ない。そして、いろいろと支援を重ねなければならない。なかなか我が家に定着しないジレンマを感じながら、「なんとか自立に近づけたい」との思いで、一緒に暮らしています。

新聞やテレビでは以前より頻りに里親の記事が載るようになりましたが、「子どもへの虐待」はそれ以上に話題になっています。どこを見ても、虐待、虐待……。里親による虐待も聞きます。

そんなことを耳にすると、「一昔前とは（といっても10～20年前）、親と子の状態が大きく違ってきたな」と思うのです。八丈島まで迎えに来た父親がいる一方、「顔も見たくない」とわが子を捨ててしまう親。きっと深いわけがあるのでしょう。でも、子を持つ親にこんなに違いが出るなんて、時代の流れはそれほど速いのでしょうか？ 温かい親もたくさんいると知りつつ、海に隠れていて時折顔を出す冰山のように、冷たい人間の姿を見るにつけ、暮らしにくい世相を反映しているのか？ と思うのです。

そんな世の中で、私たち里親の役割はますます大きなものになってきています。研修を受けるのは言うに及ばず、「人間力アップ」こそが、今の私たちの課題なんだと思っています。

注：「Uターン」とは、都会に生まれ育ち、都会で就職して働いた後、地方に移住して働くことを指します。ちなみに「Iターン」とは、地方で生まれ育った人が生まれ故郷に戻ってくることです。

施設の総合力を活かし、一緒に歩む

鳥取県は、子どもを安心して産み育てることのできる「子育て王国鳥取県」を目指し、各種の子育て支援策を実施しています。里親委託や里親支援にも積極的で、昨年7月時点の里親等委託率は16.9%でした。

鳥取県東部にあり、複数の児童福祉施設を持つ社会福祉法人「鳥取子ども学園」は、2011(平成23)年4月から里親支援機関事業を受託し、里親支援と里親委託推進に取り組んでいます。今回は、鳥取子ども学園の中にある「里親支援とっとり」を紹介합니다。(村田和木/ライター)



▲写真の左から、里親支援専門相談員の高津健信さんと清水暁子さん、所長の藤野興一さん、事務員兼相談員の長代文子さん、里親委託等推進員の吉田彦彦さん

◆子どもに必要なものはつくり出す

JR山陰本線の鳥取駅から東に約1.5キロ、鳥取子ども学園は静かな住宅地の中にあります。学園の前を流れる天神川沿いの見事な桜並木は、61年前に学園の子どもたちが植樹したものだそうです。

鳥取子ども学園は、1906(明治39)年、日露戦争で親を失った子どもたちのための施設としてスタートしました。運営はキリスト教精神にもとづき、「愛はいつまでも絶えることがない」(コリントの信徒への手紙—13章8節)と、児童憲章の前文「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」を理念に掲げています。

約4000坪の敷地には現在、児童養護施設(本園の定員は45名)、乳児院(定員15名)、情緒障害児短期治療施設(情短施設/入所30名、通所15名)が建っています。どれも、子どもたちが小さな単位で生活する小舎制で、家庭的な環境の実現を目指しています。このほか、定員6名の地域小規模児童養護施設が1カ所あります。

鳥取子ども学園では、大人も子どもも一緒に育ち合うことを理想としています。小舎制への移行は早く、半世紀も前の1961(昭和36)年のことでした。

施設在所児童の高校進学率が10%台だった1970年代後半には「高校全入と18歳までの養護保障」を掲げ、84(昭和59)年に日本で4番目となる自立援助ホームを立ち上げます。86(昭和61)年には幼児の集団養育をやめ、93(平成5)年に情短

施設を開設しました。乳児部(乳児院)を開設したのは、2006(平成18)年。それまでは、西部の米子市に乳児院がひとつあるだけだったそうです。学園では乳児部を「子育て支援」に位置づけ、母子の交流や親子の愛着形成を大事にしています。

自立援助ホームは、鳥取市内のほか、中部の倉吉市にもあります。また、無職の若者を支援する「とっとり若者サポートステーション」の業務を受託しており、施設を退所した若者の生活と就職を支援する一般社団法人「ひだまり」の立ち上げにも大きく関わっています。

このほか、150名定員の保育所と初診が3ヵ月待ちという「こころの発達クリニック」もあります。こうした総合施設は、日本では他にありません。児童養護施設の園長で「里親支援とっとり」の所長でもある藤野興一さんは、「子どもに必要なだと思ふものをつくってきたら、こうなりました」と笑います。

◆「里親支援とっとり」の事業内容

鳥取子ども学園では、2011(平成23)年7月に厚生労働省から出された「社会的養護の課題と将来像」の100%実施を目指し、施設における子どもの権利擁護と里親拡充・里親支援の両立、相互連携路線の実践に努めています。

○そんな鳥取子ども学園がつくった里親支援機関は、どのような活動を行っているのでしょうか?

まず、「里親支援とっとり」は、県が主催した公募型プロポーザルを経て事業を委託されました。「公

募型プロポーザル」とは、事業への参加希望者を募って、取組方針等の提案を総合的に評価し、事業者を決める方法です。

昨年3月に行われた審査会では、「里親家庭と密にコンタクトを取りつつ、行政と里親、施設と里親を仲立ちにして里親を支援していく活動が期待できる」と評価され、事業委託が決まりました。平成23年度は1年間でしたが、平成24年度からは3年間の契約です。

「里親支援とっとり」が受けている事業は、現在2種類。予算は年間780万円程度です。

① 里親制度普及促進事業

- ・養育里親研修事業
- ・専門里親研修事業
- ・普及啓発事業

② 里親委託推進・支援等事業

- ・里親相互交流事業（里親サロンの実施）
- ・里親委託促進事業（里親委託推進委員会の設置と里親家庭の訪問など）

このほか、鳥取県里親会の事務局として、全国里親会からの通信配布やアンケートのとりまとめなど、必要な業務を行っています。

◆施設の中にある強み

「里親支援とっとり」は、鳥取こども学園の情短施設に付設されている「子ども家庭支援センター(児童家庭支援センター)」内に設置されています。

センターでは、電話や来所による相談、セラピストによるカウンセリング・心理療法、緊急の一時保護、子どもの短期預かり(ショートステイ)や夜間預かり(トワイライトステイ)を行っています。センターには、NPO法人「虐待防止ネットワーク鳥取(CAPTA)」の本部事務局が入っているため、市民団体との交流も盛んです。

「里親支援とっとり」の専任職員は、里親委託等推進員(常勤)の吉田信彦さんと事務員兼相談員(非常勤)の長代文子さんの2人です。昨年より配置された里親支援専門相談員の高津健信さんと清水暁子さんも、「里親支援とっとり」と連携して、里親家庭訪問や里親制度の普及啓発に力を入れています。

また、相談援助業務を行うにはスーパーバイザー(指導)が重要ですが、スーパーバイザーは所長の藤野さんをはじめ、子ども家庭支援センターのスタッフ、

法人の精神科医やセラピストなど、たくさんいます。施設には、経験豊富で専門性を持った職員が多くいるので、里親支援に関しても総合力を発揮できることが強みです。

◆パートナーシップを築いて

「里親支援とっとり」では、里親会や各里親との信頼関係を築くことを非常に大事にしています。所長の藤野さんも、里親委託等推進員の吉田さんも、「相互理解がなくては、里親支援は到底できません」と話します。

実は開設当初、里親会には施設が里親支援機関を担うことへの拒否感や拒絶感があつたそうです。そこで吉田さんは、情短施設の職員として9年間、難しい子どもたちに関わってきた経験を語り、自分がどんな人間なのかを伝える努力をしました。

「要保護児童の養育の難しさは、経験した者でないとわからない部分があります。里親さんから「あんたも苦労してきたんだね」と言ってもらい、それからは関係が和らいでいきました」

いまでは、里親会の行事があると、職員である吉田さんと長代さんだけでなく、里親支援専門相談員の高津さんと清水さんにも声がかかるほど、親しい関係になっています。

「私たちの機関名や職名にはく支援」という言葉が入っていますが、一方的に支え、助けるといった考えはありません。里親さんに仲間に入れてもらい、かわいがってもらいながら、ときには議論をかわし、ときには行事を共に運営し、ときには楽しく語って親睦を深めることで、お互いをパートナーとして認められるのだと思っています。今後は、民間の施設の中にあることを活かし、施設と里親さんがより協力できるような体制をとっていきたいと考えています」(吉田さん)

「里親支援とっとり」の連絡先

住所：〒680-0061
鳥取県鳥取市立川町
5丁目417番地

電話：0857-22-4221

FAX：0857-27-0415

Eメール：ssk-tottori@silver.ocn.ne.jp



里親会の活動費 ねん出法(助成・寄付)の調査

今年の9月にIFCO大阪世界大会が開催されますが、参加費が割り高で、交通費や宿泊費を入れると里親の参加は容易ではありません。そこで、各地の里親会では、寄付金や助成金を募って里親の参加を促そうと、ここにきて寄付金、助成金について関心が高まっています。

新たに動き始めることも大事ですが、これまで地域の里親会では、活動費をねん出するためにどのような寄付金、助成金をいただいているのでしょうか。現状を知るため、地域の里親会を対象にアンケート調査を実施しました。ご協力いただきました事務局の皆さんにはこの場を借りて感謝申し上げます。(木ノ内博道)

● 調査の概要

実施期間は平成24年12月～平成25年1月です。寄付金や助成金のあるなし、その額、使い途などについてお聞きしました。なお対象期間については平成23～24年度の2年間に限って答えていただきました。県や全国里親会からの事業委託費を加えて答えていただいた里親会もありましたが、それらは除きました。

66の里親会があるうち53の里親会(回答率80.3%)から回答をいただきました。また、回答をいただいた53の里親会のうち47の里親会(88.7%)が何らかの形で寄付金や助成金をいただいていると答えています。また、地域の支部などで独自に助成金をいただいているケースもありました。

● 助成団体名など

助成団体で最も多いのは共同募金会、次いで社会福祉協議会。それ以外では地元の新聞社や企業、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、国際ソロプチミストなど。地元のサッカーチームや地元銀行の労働組合、天理教教会、個人からの寄付、里親会の後援会、ユニークなどところではパチンコ業界(遊技場組合)などもありました。

金額は1万円から数10万円までさまざま。なかには、会員の数や里子の人数によって助成金額の異なるものもありました。

用途についても、研修費、会報の制作費、交流会、子どもへのお年玉や図書券などさまざまでした。会

の運営全般に使わせてもらっている里親会もありました。

● 助成や寄付をもらわないのはなぜか

助成や寄付をもらっていない9つの里親会に、どうしてもらわないのかを聞きましたが、回答をいただいたのは2つの里親会のみでした。

コメントとしては「以前は共同募金会からの助成で広報誌の印刷をしていたが、同じ事業では助成金がもらえなくなった。毎年新しい事業での助成金申請は難しい」また「助成金をもらう努力をしなかった」と言うコメントもありました。努力をしなかったと言うよりも事務の手がそこまで回らないと言うのが本音でしょう。

● ご意見

寄付や助成について思うことがあったら書いてください、と言う自由記述の質問には多くのコメントが寄せられました。

継続して助成してもらっているケースが比較的多いのですが、そうした方法を見直す動きもあるようです。同じテーマで助成をするのではなくて、毎回異なったテーマで申請するには提案力が必要になります。助成金額を減らしたりする動きもあるようですが、地元の企業などが新たに実施するケースもあり、積極的な開拓活動が必要なのでしょう。

里親会の多くは任意法人ですが、法人格がないと助成の資格がない場合もあります。

以下はいただいたコメントです。

コメント

- 独立した事務所をもちたいが予算がなく会員の個人宅を事務所に行っている。助成はありがたい。
- 継続していただいているが新規事業については頼みにくい。
- もっと民間企業にPRする必要を感じている。H23年度には武田薬品、H24年度にはリコーから助成をいただいている。以前はライオンズクラブからもいただいていた。
- 以前に比べて助成や寄付をいただける団体が少なくなって、里親会の活動費のねん出に苦慮している。また食費は対象外の助成が多く、食事を伴った相互交流がやりにくい。
- 助成金がないと里親会の活動ができず必須のものだと思っている。
- 会費だけでは全国里親会の会費と賠償責任保険料などを賅うのが精一杯で助成金に頼らざるを得ない。
- 里親制度や里子、里親を広く知ってもらうためにも額は問わず助成を求めています。
- 助成や寄付金が充実した活動につながるよう努力したい。
- 今後は企業からの寄付金を募っていきたい。措置解除になった里子が独立する時、里親会から独立援助金として20万円支給しているので、その資金が必要。
- 助成や寄付団体を増やすノウハウを紹介していただきたい。
- 使用目的が限定されているものが多い。里親会の運営に対する助成だと使用しやすいように思う。
- 会費だけでは運営が厳しい状況であり、他にも助成・寄付といった形で支援してくれる団体があればありがたい。
- 団体運営補助として用途の裁量が可能な寄付があればありがたいが、現実には困難だと思う。

- 一般個人の寄付を増やすこと。会員の寄付をお願いしたい。
- 用途が限定されているものが多く、会の活動に自由にやりくりできないのが不便。
- 助成は、会の財政が厳しいので大変ありがたい。
- 里子へのきめ細かな支援に役立っている。
- 助成制度は地域社会のつながりや発展に寄与する団体にとって活動を継続する上で大きな励みになっている。
- 共同募金会は23年度からヒアリングが行われ中身が厳しく問われるようになった。24年度は昨年の1割減。今後も厳しいものと思われる。
- 活動の中身が問われる。
- 各市町からの助成が継続すればいい。
- 里親会の活性化のためにも助成金の有効活用は有益である。
- 8地区の里親会では管轄の市町村から助成を受けている里親会もある。あるいはその地区の共同募金会からも。8地区の里親会では会員が事務を受け持っているため、事務処理が大変。
- 助成をもらわずにやっていけるようになりたい。
- 縛りのある助成金は使い途の工夫が必要。
- 寄付金収入がもう少し増えれば会の運営が楽になる。
- 助成の前提の自己資金は会費であり、小さな組織なので多くは望めない。
- 里親会の活動の貴重な財源。里親活動の活性化及び推進を図るためにも今後お願いしたい。
- 里親制度の普及啓発と里親委託推進のために助成は必要である。
- たいへん有難いが報告作業が大変。
- 国の里親促進事業費がなくなったのは苦しい。
- 助成金が少ないので事業計画が立てづらい。
- 会費徴収が難しく、助成金などはありがたい。

● 助成の申請手続き

上記コメントのなかにもありましたが、どうしたら助成金をもらうことができるのでしょうか。

申請先としては一般の企業と福祉関係の事業者が考えられますが、定期的に助成活動をしているところは、募集開始や募集締め切りが設定されていますから、まず募集要項を確認します。所定の様式の書類を用意しているところもあります。

どのような事業に助成しようとしているのか、助成主体者の性格にもよりますので、たとえば昨年度はどんな団体がどのようなテーマで助成を受けたのかを調べてみると参考になります。直接問い合わせ

ても教えてくれるでしょう。

地元の一般的な企業の場合は募集の開始などはありませんから、必要に応じてお願いしてみましょう。

助成をお願いするポイントは提案事業の目的を明確にすることです。助成金額をいただくためには一定の自己負担分を定めている場合もあります。自己負担分を用意できないと助成金の応募ができないわけです。

また助成事業が終了した際の報告も事務局に負担がかかってきますから、どのような報告をすればいいのか確認をしておきましょう。

里親会の助成や寄付の調査(対象:平成23・24年度・行政からの委託費や全国里親会からの事業費を除く)

地区	里親会名	助成や寄付	金額	団体名	主な使い途
北海道	北海道里親会連合会	ある	H23 1,144,000 H24 1,256,000	北海道共同募金会・北海道新聞福祉振興基金(いずれも継続)	里子慰問・里親激励費
青森県	青森県里親連合会	ある	430,000	社会福祉協議会(単年度)・共同募金会(継続)	全国里親大会参加費・研修会・リーフレット作成費など
岩手県	岩手県里親会	ある	250,000	社会福祉基金(継続)	会報の製作費・交流研修会
宮城県	宮城県里親連合会	未回答			
秋田県	秋田県里親連合会	なし			
山形県	山形県里親協議会	未回答			
福島県	福島県里親連合会	ある	約1,500,000 (H23.24.25 の3年継続)	会津若松地方振興局(継続)	里親サロン・被災里親への食糧支援
茨城県	茨城県里親連合会	ある	県里親会 350,000 地区里親会 110,000	県:共同募金会・茨城新聞文化福祉事業団 地区:市町村・社会福祉協議会(いずれも継続)	会報制作・研修会
栃木県	栃木県里親連合会	ある	320,000	共同募金会(継続)	会報の製作費・支部里親会の活動費
群馬県	群馬県里親の会	ある	720,000	共同募金会・社会福祉協議会・上毛新聞・太陽読書	研修会・交流会・広報活動
埼玉県	埼玉県里親会	ある	H23 600,000 H24 800,000	共同募金会(継続)・各市町村から(継続)	会報の製作費・研修会・里親開拓
千葉県	千葉県里親会	未回答			
東京都	東京養育家庭の会	ない			
神奈川県	神奈川県里親会	ある	830,000	共同募金会(継続)・神奈川新聞(継続)・福祉事業協会(遊技場協同組合)(継続)・アムウェイ(継続)・社会福祉士会(継続)・支部単位でもある	
新潟県	新潟県里親会	ある	150,000	共同募金会(継続)	支部の活動費
富山県	富山県里親会	ある	70,000	共同募金会(継続)・善徳銀行(入道者×5000)(継続)	里親子交流会・入道者就職激励会
石川県	石川県里親会	ある	40,000	共同募金会(継続)	親睦会
福井県	福井県里親会	ある	100,000前後	共同募金会・個人寄付(いずれも継続)	親睦会
山梨県	山梨県さすな会	ある	H23 297,000 H24 550,000	共同募金会(継続)・COOP市民生協(単年度)	研修会・交流会
長野県	長野県里親会連合会	ある	H23 160,000	国際ソロプチミスト長野支部・キリン財団	運営費・講演会
岐阜県	岐阜県里親連合会	未回答			
静岡県	静岡県里親連合会	ある	6,128,000	社会福祉協議会(継続)・共同募金会(継続)	運営費・事業費(研修・講演会・会報・林間学校・運転免許など)
愛知県	愛知県里親会連合会	ある	180,000	共同募金会(継続)	研修会・啓発活動
三重県	三重県里親会	未回答			
滋賀県	滋賀県里親会	なし			
京都府	京都府里親会	未回答			
大阪府	大阪府里親連合会	ある	1,300,000	共同募金会(継続)・社会福祉協議会(今年度から)・泉州キワニスクラブ(毎年ではない)	親子宿泊研修・啓発事業
兵庫県	兵庫県里親会連合会	ある	750,000	共同募金会・社会福祉協議会・神戸新聞厚生事業団(いずれも継続)	研修会・交流会・つどい等
奈良県	奈良県里親会	ある	500,000	共同募金会(単年度)・人情文化財団(単年度)	会報制作・里親啓発活動
和歌山県	和歌山県里親会	ある	319,000	共同募金会・社会福祉協議会・地域子育て創生事業費補助金	会報制作費・研修会
鳥取県	鳥取県里親会	ある	240,000	共同募金会(継続)	里親・里子・児童福祉施設入所児童ふれあい交流事業
島根県	島根県里親会	ある	170,000	地元企業など(継続)	子どものために使用・図書券・里子交流会
岡山県	岡山県里親会	未回答			
広島県	広島県里親連合会(北備地区)	ある	約270,000	共同募金会・社会福祉協議会・会員(継続)	活動費

地区	里親会名	助成や寄付	金額	団体名	主な使い途
山口県	山口県里親会	ある	県里親会 H23 100,000 H24 90,000 中部地区 270,000 東部支部 181,000 西部支部 20,000 周南支部 100,000	共同募金会(継続)・地区は各市から・西部支部は社会福祉協議会(いずれも継続)	研修会・総会・レクリエーション
徳島県	徳島県里親会	ある	H23 100,000 H24 100,000	共同募金会(継続)	研修会・交流事業
香川県	香川県里親会	なし			
愛媛県	愛媛県里親連合会	ある	100,000 + 歳末たすけあい寄付金(3,000×里子数)	社会福祉法人・共同募金会(いずれも継続)	夏休みなど里親委託事業・図書券の配布
高知県	高知県里親連合会	ある	30,000	天理教高知大教会(H23から2年間)	一般会計として使用
福岡県	福岡県里親会	なし			
佐賀県	佐賀県里親会	なし			
長崎県	長崎県里親会	ある	160,000	共同募金会(継続)	全国里親大会参加費の一部・会の運営費
熊本県	熊本県里親協議会	未回答			
大分県	大分県里親協議会	ある	約250,000	大分銀行労働組合(継続)	里子へのプレゼント購入費
宮崎県	宮崎県里親連合会	ある	60,000	共同募金会(継続)	会報の制作
鹿児島県	鹿児島県里親会	ある	138,965	共同募金会(継続)・NPO法人TONAKAI(単年度)	研修会の参加費・交通費
沖縄県	沖縄県里親会	ある	約800,000	社会福祉協議会	里親里子交流会・県外研修の派遣費用

■指定都市

札幌市	札幌市里親会	ある	900,000	札幌市共同募金会・北海道共同募金会・北海道新聞福祉振興基金(いずれも継続)	里親促進フォーラム・会報制作・お年玉・親睦会
仙台市	仙台市ほほえみの会	ある	200,000	河北新報社・かほく[108]クラブ(単年度)	親睦会
さいたま市	さいたま市里親会	ある	100,000	チャリティー関東寄席(継続)	里子の高校や大学受験料
千葉市	千葉市ひまわり会	なし			
横浜市	横浜市愛児会	ある	570,000	共同募金会・神奈川新聞文化事業団(いずれも継続)	研修補助金・会報制作費・研修会
川崎市	川崎市あゆみの会	ある	130,000~360,000	共同募金会(継続)	研修・会報・旅行など
相模原市	さがみの里親会	ある	200,000	相模原市・社会福祉協議会(いずれも継続)	研修会・広報・親睦会
新潟市	新潟市里親会	未回答			
静岡市	静岡市里親会	ある		清水エスパルス・共同募金会・静岡ロータリークラブ	千代の里親子をキャンプに招待・林間学校・植樹とバーベキュー
浜松市	浜松市里親会	ある	75,000	共同募金会(継続)	林間学校
名古屋市	名古屋市里親会	未回答			
京都市	京都市里親会	ある	50,000	社会福祉協議会	里親サロン
大阪市	大阪市里親会	未回答			
堺市	堺市里親会	ある	230,000	共同募金会・児童福祉協議会(いずれも継続)	研修会・親睦会・啓発活動
神戸市	神戸市里親会	ある	H23 633,000 H24 603,000	神戸市・社会福祉協議会・共同募金会・NHK歳末たすけあい義援金・神戸新聞歳末たすけあい募金(いずれも継続)	親子レクリエーション・家族懇話会・出前講座・おしゃべり会など
岡山市	岡山市里親会	ある	H23 100,000 H24 135,000	岡山市里親後援会(継続)	里子の誕生祝い・クリスマス・お年玉
広島市	広島市里親会	なし			
北九州市	北九州市里親会	なし			
福岡市	福岡市里親会	ある	450,000	福岡市・福岡赤坂ライオンズクラブ(いずれも継続)	全国里親会会費・研修会・親睦会・築立ちの基金

■中核市

横須賀市	横須賀市里親会	ある	28,000	社会福祉協議会(継続)・児童養護施設春光学園(継続)	研修会・親睦会
金沢市	金沢市里親会	未回答			
熊本市	熊本市里親会	未回答			

福岡赤坂ライオンズクラブの 里親制度支援事業を 紹介します

山田 修さん (福岡市里親会)



3人の子どもの父として

全国の里親の皆さん、こんにちは。毎日楽しく・苦しく子育てをして、子どもからエネルギーを貰っている福岡市里親会の山田修です。

私たち夫婦は1995年に里親登録を受け、翌年、当時1歳の長女が我が家にやってきました。その後、次女と長男にめぐり会いました。3人は実のきょうだいで、それぞれ6歳になる前に特別養子縁組をして、事実上の親子になりました。現在は一家5人で楽しく暮らしています。

今年は長女(高3)が受験です。来年は次女(高2)、2年後は長男(中1)が受験となり、我が家は3年間受験生を抱えることになりました。

世界的な社会奉仕団体

今回は、私が入会している福岡赤坂ライオンズクラブが行っている「里親制度支援事業」をご紹介します。福岡赤坂ライオンズクラブ(LC)は1982年に結成され、今年で32年目を迎えます。私は2007年に入会し、PR委員やクラブ幹事を経て、昨年度はクラブ会長を務めさせていただきました。

ライオンズクラブは世界的な社会奉仕団体で、1952年に日本で最初のライオンズクラブが誕生しました。ライオンズクラブの「LIONS」とは、スローガンの「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、我々の国の安全をはかる)」の頭文字を表しています。モットーは「We Serve (我々は奉仕する)」で、その奉仕活動は多岐にわたっています(活動の詳細はインターネットでご覧ください)。

出前講座と里親制度支援事業

福岡赤坂LCが「里親制度支援事業」を始めたきっかけは「出前講座」でした。「出前講座」とは、福岡市が新規の里親さんを開拓するために行っている事業で、行政・里親会・NPOが連携協働して、企業・団体・地域を対象に、里親制度や里親について

説明を行う説明会です。

福岡赤坂LCでは2008年に「出前講座」を開催し、そのときの大きな反響が原動力となり「里親制度支援事業」が始まりました。多くの福岡市民に「要保護児童・里親制度・里親さん」を知っていただくために、2009年からは「里親制度支援PR誌」を作成して配布しています。

冒頭には福岡市長・地区ガバナー・福岡市子ども総合相談センター所長・里親会会長から寄稿していただき、日本の要保護児童の状況、里親登録の方法や世界における里親委託の状況等を紹介しています。なお、内容は毎年変わっています。

また、福岡赤坂LCでは「出前講座」の申込み受付もしており、2009年は福岡市内の17のライオンズクラブの例会を訪問して、約450人のクラブ会員に里親制度をご理解いただきました。翌年は市内10クラブを訪問して、約250人に聞いていただきました。反響は大きく、アンケートでは「不要になった衣類の提供ができる」「空いている部屋を提供できる」「自社において住み込みで雇用できる」等の温かい回答を数多くいただきました。

2012年は「里親制度支援PR誌」(36ページ)を4000部作成し、福岡市の企業へ1000部折込み、福岡県内のライオンズクラブへ1500部、広告協賛企業へ500部、福岡市里親会へ200部配布しました。

地道ではありますが、今後も里親制度に対する理解を高め、制度の普及・啓蒙を行い、多くの方々にご理解を深めていただくために活動していきたいと思っております。

PR誌の内容につきましては、福岡赤坂LCのホームページから読むことができます。



URL <http://www.fukuoka-akasakalc.org/>

ファミリーホーム制度の 発展を願って



子どもたちと養育者の笑顔のために

徳田 絵美さん(わたしん家/愛知県)

「施設とは、全然違うよ！」

最近、いろいろな機会に「ファミリーホームと地域小規模児童養護施設（施設型のグループホーム）は、どう違うのですか？」といった質問を受けます。そのたびに、ファミリーホームがなぜ“家庭養護”なのかを説明させていただくわけですが、同じような質問をされた夜、長年施設で育ち、我が家に来てきた子どもにそのことを話したところ、とてもすっきりとした答えが返ってきました。

「全然違うよ！ だって、ここはみんなが出かけていって帰ってくる場所だよ！ パパもここから会社に行って、ここに帰ってくるじゃん。施設は、職員が仕事に来るんだヨ！ ママは朝、ボーッとしながらゾンビみたいにパジャマのまんまでお弁当作ってるし（私は低血圧で、朝が弱いのです）、施設じゃあり得ないよ！ ここはわたしたちの家だよ！！」

怒ったように矢継ぎ早に話す彼女の言葉に、里親からファミリーホームに移行するとき、子どもたちと相談して名称を「わたしん家」に決めたときの思いが蘇り、胸が熱くなりました。答えはいつも、子どもたちの中にあるのです。

家庭が子どもたちに与えられるもの

昭和26（1951）年に制定された児童憲章の第2条に「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」とあります。

「家庭にかわる環境」とは、家庭が本来、子どもたちに与えるはずのものを与えることができる場ではないでしょうか？ 子どもたちがやがて大人になって、「親」となり、「子どもを育て、家庭を築ける者」となるための土台を培う場所。社会の縮図である「家庭」という安全な環境の中で、生まれ、鍛

えられ、大海原である社会に自信を持って旅立っていけるように備えさせる場所です。

子どもたちはその中で、「親とは」「家族とは」「弱い者をいたわるとは」「信頼して頼るとは」「命の大切さとは」「他の人の思いや権利を尊重するとは」など、多くの事柄を知らないうちに吸収していくものだと思います。

もちろん、家庭がよい点ばかりではないことは言うまでもありません。

私たち里親が幸福を願い、家庭を与えたいと考える当事者の子どもたち。その多くは家庭で傷つき、家庭に対する失望と、現実離れした幻想との両方を心に抱えています。私は何人もの子どもたちと生活を共にする中で、何度もそれを痛感させられました。彼らの心に、二度と同じ傷を付けることがあってはならないのです。家庭が安らぎの場所であることと、他の目の届かない密室になってしまうことは紙一重なのです。

それでも、それぞれの里親が、またはファミリーホームの養育者が、自分たちの家庭を地域に開かれた風通しのよい場として保ち、子どもの最善の利益を考慮し続けるなら、家庭が子どもたちに与えることのできるものは、家庭の持つ危うさを補って余りあると確信しています。

忘れてはいけない公の責任

昨年3月に策定された「里親及びファミリーホーム養育指針」において、里親やファミリーホームは「社会的な責任に基づいて提供される養育の場」であることが明記されました。

社会的養護下にある子どもたちの多くが、愛情を渴望しています。ときに「底に穴のあいたバケツに愛情を注いでいるのでは？」と感じさせられる経験

を多くの方がお持ちでしょう。

では、満ちあふれる程の愛情さえあればよいからと言うと、そこには大きな落とし穴があるように感じるのです。親としての位置に立ち、子どもへの愛情が大きくなるにつけ、感情が優位に立ちすぎてしまうことはないでしょうか？ 私たちのもとに来る子どもたちは、特異な背景と特異な必要を持っているケースが多く、大人の感情をいともたやすく逆撫ですることもあります。

熱い心と共に、冷静な判断力を併せ持った養育を意識するためにも、家庭が閉鎖的にならないためにも、公の責任を担った養育であることを決して忘れないようにしていく必要があると思います。そのような意味で、ファミリーホームに外部から補助員を入れることが義務づけられているのは、とても大きな意味があります。

そして、養育の質を絶えず吟味し、委託されている子どもたちの必要を満たすためには、自己満足することなく、研修を受け、連携して養育スキル向上に努める必要があるでしょう。

安定した運営が子どもの利益になる

私が知っている多くの養育者は、先に述べたような“家庭が子どもたちに与えることのできる、多くのかげがえのないもの”を、一人でも多くの子どもたちに与えることを願い、まだ不安定なファミリーホームの制度に飛び込んできた人たちです。

現在、開所後半年間は事務費の定員払いがされています。とはいえ、ファミリーホーム賠償責任保険、火災報知器や消火器などの必要な設備、人件費等の費用を考えると、補助員を非常勤で雇っても、委託児童数が5人を切ると、運営は厳しくなります。場合によっては、貯金を切り崩しながら、子どもの養育に当たることになりかねません。

それに、多くのファミリーホームでは、子どもたちの必要に合わせて、複数の補助員を外部から雇っています。また、小学生のお稽古ごとや学習塾、高校生には進学塾など、子どもの将来に備えて、少なからぬ費用をつぎ込んでいます。

日本ファミリーホーム協議会は昨年8月、「ファミリーホーム実態調査報告書」を出しました。その中で、「ファミリーホームを開設してよかったと感じていることは何ですか？」という質問に対し、「子

どもに使えるお金が増えた」という答えが一番多かったのは、興味深いことです。

けれども、社会的養護という公の責任を、「子どものためによりよい養育環境を整えたい」と願う養育者のボランティア精神だけに頼るのは、おかしなことではないでしょうか。「医者はみんなの健康を願う仕事なのだから、給料をとるべきでない」と、誰が考えるでしょう？

こうした現場の実態が、子どもの措置権を持っている児童相談所側になかなか知られていないために、児童相談所によってファミリーホームへの委託にばらつきが生じているように思います。

養育者が経済的に行き詰まれば、子どもの養育環境の維持は難しくなります。また、せっかく立ち上げ、多くの税金が投入されたファミリーホームが閉鎖の危機に立たされるようなことがあれば、家庭を求める子どもたちにとって大きな損失です。

笑顔に向かって

ファミリーホームの養育者になろうとするのは、それなりに力のある人だと思います。

里親から移行する人も、さまざまな資格を持っていたり、豊富な養育経験を持った方、多人数養育に長けた方がほとんどです。最近では、施設で長年児童養護に関わってきた保育士や児童指導員が、子どもたちに家庭を与えることを願い、退職して夫婦でファミリーホームを始めるケースが増えています。日本ファミリーホーム協議会としても、個としての不安を補うために、全国を8つのブロックに分け、情報の共有とバックアップ体制強化のための連携に努めています。

制度化から4年がたち、各地にファミリーホームが増える中、現場の私たちも、家庭養護による成功体験を積み上げながら、家庭が抱える課題と真摯に向き合い、公としての責任を果たし、児童相談所から安心して子どもを委託してもらえるように努める必要があります。そして、子どもたちの笑顔と確かな将来のためには、子どもに関わるすべての方々に家庭養護への理解が進むことがとても重要だということは、いくら強調しても足りません。

最後に、家庭を必要とするすべての子どもたちの上に、明るい未来があることを心から願っています。
(日本ファミリーホーム協議会副会長)

フランス・パリ県を訪ねて

I F C O大阪世界大会も近づいており、国内の里親支援の動きも活発になりつつある。国内だけでなく海外の事情にも目を向けてみよう。私たちの参考になることがあるかも知れない。今回は日本女子大学の林浩康先生にフランス・パリ県の里親・里親支援のお話をうかがった。(木ノ内博道)

フランスの里親はすべて職業里親

— 林先生は最近里親関係の視察でフランスに行かれたと聞いていますが。

林：ええ、昨年9月に1週間ほどフランス・パリ県に行ってきました。主に里親委託と委託後の支援を行う機関など10か所を視察してきました。

— 視察されていかがでしたか。

林：日本と大きく違うのは、フランスの里親はすべて職業里親だということです。給料をもらって養育をしているのです。有給休暇もあるし社会保険もあります。おおよその定年もあります。

民間の里親支援機関は完結した業務を担っている

— 支援機関についてはいかがでしたか。

林：里親支援機関はパリ県のなかに県営機関が9か所、民間機関が8か所あります。民間の委託機関は県が財政的にみていますが、下請け機関的な活動ではありませんでした。それが大きな特徴でしょうね。たとえば、H I V感染の子どもを養育するための里親を独自に開拓し、委託し、養育の支援をしていく。そういう、業務が完結した専門の民間機関があるわけです。未成年で出産した母子をみることに特化した機関もありますし、思春期の子ども、あるいは精神疾患をもった子どもなど、それぞれ専門的な担い方をしていて、民間の機関の存在意義が高いように思いました。県営機関あるいは他の民間機関と競い合っているような感じでしたね。

施設は治療的な役割を担う

— 家庭養護だけでなく施設での養育も行われているのでしょうか。

林：ありますよ。ただ日本とはだいぶイメージが違っています。いきなり家庭に委託するのではインパクトが強すぎて、子どもの家庭適応が難しくなってしまうケースもあるので、多くの子どもは一旦施



▲ 右端が林浩康先生。訪問した里親委託機関の所長とともに

設に行き、そこでアセスメントをします。クッション役と言うか。施設は治療的で、入院のイメージですね。それに、乳児院もあります。ですが、集団的な養育ではなくて地域の家屋で普通に養育されますし、入所期間も限定されています。

プロの養育者としての里親・養育はチームで

— 視察されて、どんな印象を受けましたか。

林：職業里親は親に代わるものであってはいけないというのが非常に印象的でした。パパ、ママと呼ばせてはいけないんです。そう呼べるのは実親だけ。里親はプロの養育者であるという認識でしょうか。実親に代わる存在ではないんです。日本では里親という言葉にすでに親という言葉が含まれていますから、フランスの人が聞いたら不思議でしょうね。

— プロの養育者と言うと里親の責任も大きいように思いますね。

林：いいえ、日本では養育の全責任を里親が引き受けますが、フランス・パリ県では養育はチームを組んで行います。これも印象的でした。子どもを中心に里親、子ども担当のソーシャルワーカー、心理士、精神科医、その4者が同じ機関に属して働くわけです。同じ機関だからこそ役割を分担できる、ひとつのチームと言えるのだと思います。そのための委託子ども数が限られている、1ワーカーの担当数が20ケースでも多いと言われていました。

里親は養育の主体者・在宅ケアと言う方法

— 日本では里親支援と言われて、里親が支援の対象者のように言われていますが、そこはどんなんですか。

林：ええ、大事なのは里親に対する支援ではなくて、子どもが支援の対象ということです。里親の役割は子どもの支援の中心、支援の主体と言う考え

方です。常にチームで情報を共有して子どもの養育にあたります。

——チームで養育ができれば里親にとっても心強いですね。日本では地域社会からの支援が受けにくい感じがします。その辺はいかがですか。

林：日本では里親が地域社会から孤立するようなことがあります。フランス・パリ県では、地域の子育て支援と社会的養護が地続きと言うか、連携しています。里親には長期的、恒常的に養育する里親以外に、在宅委託と言う方法があるんです。たとえば実親の元に3泊、里親宅に4泊とか。子どもを実親から分離しないで、できるだけ支援をしていく仕組みです。それでもフルタイムの里親と給与の額は同じです。ただ、フルタイムの方がやりがいを感じられるせいか、恒常的委託の方がなり手は多いようです。実親宅での在宅ケアの多くは司法判断によるものです。もちろん分離もありますが、政策的に在宅支援が強調されている感じです。

■ 充実している子どもプログラム

——日本では里親支援の取り組みが活発化してきていますが、支援者と里親がチームを組むまでには至っていません。それから、日本だと親子分離をした子どもの養育が里親の役割です。ですが、親子分離しないよう、親子ともにみていくのも大事ですね。

林：支援の対象は子どもであると言いましたが、子ども支援のプログラムが幾つもあります。乗馬プログラムとか、芸術の都にふさわしく芸術関連の子ども支援プログラムが充実していました。子どもが自分の生き立ちをたどるプログラムもありました。

■ 多様な養育モデルの模索

——通常の、長期的に養育する里親以外に在宅での養育を支援する里親のお話をうかがいましたが、他にも日本にない養育方法がありますか。

林：制度が完成していると言うよりは、多様な養育モデルを模索しているような印象を受けました。パーマネンシーだけでなく、断続的なケアです。ユニークなところで



▲ 訪問した新築された里親委託機関

は複数の里親

に委託される仕組みがあります。子どもが里親宅を何度もたらいまわしにされるより、初めから複数の里親が一人の子どもをみていくことは決してわるくないんじゃないかと思いました。未成年の女性が出産した場合に母子ともにみていくとか、在宅版週末里親。日ごろは母子で生活しているが週末だけ里親が子どもの面倒をみるというものもあります。

■ 不調対応にも子どものケアを配慮する

——日本では里親が養育に疲れたりして不調になることもあります。そうしたことはありますか。あるいは里親が不適切な養育をしているからと言って児童相談所が強引に措置解除をして引き上げてしまうとか。

林：不調はありますね。でもすぐに委託解除になるのではなくて、次の家庭へ移るまで6か月くらいかけます。子どもの精神的なケアに関心が向けられているからです。完全引き上げを急にやることはない、あるいはしなくてもいいと言う背景には、ソーシャルワーカーが子どもの気持ちに寄り添っているから出来ることだと思います。

■ 養育支援のプラン・パルミル

——“半里親”と言う制度がフランスにはあるとNHKで紹介されていましたが、半里親と言うのはどんなことをする里親なのですか。

林：プラン・パルミルのことでしょう。直訳すれば千人の親と言うことになりませんが、日本では半里親と訳しているようです。フランスはご存じのようにシングルペアレントが非常に多いんですね。親子が孤立しがちですし、移民の貧しい家庭などでは子どもを残して働かなければならない家庭もあります。こうした、親が十分に子どもの面倒をみる事ができない家庭の子どもを、時間の余裕のある人が、その時にできる範囲で預かって面倒をみる制度です。カトリーヌさんと言う人が提唱して、今では4000人も登録があるということです。預かって科学博物館に連れて行ったり、そういう関わりで子どもの人間関係が豊かになるという効果が出ているということです。彼女は社会起業家として世界的に注目されています。日本にもこうした社会起業家が多く出てきてほしいと思います。

——子どもたちのために里親制度が豊かなものになってほしいですし、従来の里親制度にとらわれずに、社会改革をしていくような里親が現れてほしいものですね。ありがとうございました。

● おすすめの本 ●

縁を育む 養子縁組親子の道のり

高月波子・内田郁子著

2012年発行 (株)編集工房ノア 158ページ 定価:1800円+税



1960年から70年代までの10年以上、養子里親の委託にかかわってきた大阪市中央児童相談所の元ケースワーカーが、親子となった10例を報告した本が出版されました。50年を経て、かつての養親、養子を訪ね、聞き取りを行ったのは、関わってきた仕事の検証として、養子縁組の取り組みへの後輩たちへの伝言として、また養親子が今も、今後もいることを知ってもらい、静かに見守ってもらいたいとの願いからでした。当時の養親子に連絡を取り、趣旨を伝え、7人の養親と7人の養子に会うことができました。質問は、養親、養子はどんな思いを持ってきたか、生みの親に対する思い、告知をいつ、どのように打ち明け、どのように受け止めたか等でした。

全員が、自分の生活史の重要な出来事として語っています。二つの姓で悩んだこと、子どもの自殺・死、養子の離縁、養親の死等、多くの変化が語られました。

中でも、注目したのは告知にかかわる問題です。第1子に告知し、第2子にはしなかった例、娘の結婚時に告知した例、告知しなかった例、結婚後に養子であることを知った例等、告知をしない例も報告されていました。

確かに小学校入学までに告知を、と言われることが多いですが、子どもの生育状態や養親子との関係などの要素が絡み合い、型通りにはいきません。

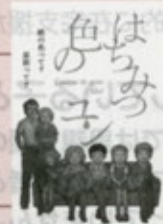
告知をめぐる悩みは数多くあります。告知は、自分を確認する手段として大切に考えたいものです。

● おすすめの映画 ●

はちみつ色のユン

2012年 フランス・ベルギー・韓国・スイス合作 75分

監督：ユン、ローラン・ポアロー



朝鮮戦争後の韓国から、20万人を超える子どもたちが国際養子になっているのをご存知ですか。この映画のユン監督も、そのうちの一人でした。5歳で国際養子として、4人の実子がいるベルギーの一家に迎えられるました。

ユン監督が韓国に帰郷したのは、40歳を過ぎてからでした。自分の出自を調べに訪ねた孤児院で、見せてもらった書類には、「姓：チョン 名：ジョンシク 養子縁組：推薦可 肌の色：はちみつ色 出生地：(空欄) 父：不明 母：不明」とありました。

ユン監督は、上映初日の舞台挨拶で、次のように語りました。

「この物語は、私の自伝的物語で、私の子ども時代、思春期を対象にしています。異なるアイデンティティ、

複数のアイデンティティを受け入れていくまでの物語です。今、私は日本にいますが、この物語では日本が重要なファクターになっています。自分のアイデンティティとか、自分を構成していく過程を描いていく中で、日本とのかかわりが重要な要素になっています」

ユン監督はベルギーで暮らしながら、実父や実母のことを考えたり、韓国の養子を嫌ったり、フランス語を話す自分がベルギー人なのか、韓国人なのかを問い直したり、絵を描いたり、日本人になりたがったり等、自分は何者なのかを追い続けました。

漫画作家のユン監督が、ドキュメンタリー映画監督と共同監督した実写とアニメーションを組み合わせ、国際養子を見据えた作品です。

加藤 勝彦

お詫びと訂正 「里親だより」前号(第94号)に「<最低基準>を里親が読む」という記事がありますが、8Pの「給付金などの管理」のところで、給付金を里親手当以外の養育に関するお金のこと、としてありますが、それは誤りです。給付金は子ども手当などを指します。お詫びして訂正します。

編集後記 ●告知は、親が子どもに告げることです。その時、親は、自分が何者であり、何をしようとしているのかを、心して告げることとなります。(加藤) ●措置費の課税問題。従来の考え方を確認したもので、にわかに課税の判断は下されないが、使途は極力記録する必要がある。(木ノ内) ●思春期は厄介です。しかも結構長いので、本人も家族も大変です。河崎佳子先生のご助言がお役に立つよう願っています。(村田)

里親だより 第95号 発行日 平成25年2月15日 発行：公益財団法人 全国里親会

発行人：星野 崇 編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp